

介護予防支援 及び 介護予防ケアマネジメント 契約書

_____（以下、「利用者」という。）と桜台・池尻地域包括支援センター（以下「桜台・池尻包括」という。）は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて次のとおり契約を締結します。

第1条 （契約の目的）

桜台・池尻包括及び桜台・池尻包括から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託先した者（以下、「委託先事業者」という。）は、介護保険法等関連法令及び伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱並びにこの契約書に従い公正中立な立場から「利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる」ことを目的に、次に掲げる「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務」を行います。

- ① 介護予防サービス・支援計画書又は介護予防ケアマネジメント計画書（以下、「ケアプラン」という。）の作成
- ② ケアプランに基づく、適切な介護予防サービス、第一号事業、その他サービス及びインフォーマルサポート（以下、「介護予防サービス等」という。）の利用支援
- ③ 介護予防サービス、第一号事業の利用実績に基づく給付管理
- ④ 介護予防サービス等の実施状況の把握及びケアプランの評価（初回のみ介護予防ケアマネジメント「ケアマネジメントC」を実施する場合を除く）
- ⑤ 利用者からの相談対応や関連機関との連絡調整その他便宜

第2条 （契約の有効期間）

この契約の有効期間は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から第11条に掲げる終了の条件に該当する時までとします。

第3条 （介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務担当者）

包括は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務担当者（以下、「担当者」という。）を選任し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに努めます。

2 桜台・池尻包括は、前項の担当者の選任または変更を行った場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、桜台・池尻包括側の都合により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者に連絡します。

3 担当者は、桜台・池尻包括が委託する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託先事業者の介護支援専門員が担当することもあります。

第4条 （ケアプランの作成）

担当者は、利用者の心身の状態や置かれている環境並びに利用者やその家族の希望・意見を勘案しながら、「介護予防」に向けた目標を設定し、その目標を達成するために必要な介護予防サービス等を適切に利用することができるよう、支援の内容を具体的に示したケアプランを作成します。

第5条 （ケアプランの変更）

利用者がケアプランの変更を希望した場合、または担当者がケアプランの変更が必要と判断した場合には、速やかに自立した日常生活に向けての検討を行い、利用者、桜台・池尻包括双方の合意をもって、必要に応じてその変更に向けた手続きを行うとともに、これに基づき介護予防サービス等が円滑に提供されるよう、介護予防サービス事業者、第一号事業者、その他のサービス及びインフォーマルサポートを実施する事業者、団体等への連絡調整等を行います。

第6条 （介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施記録等）

桜台・池尻包括は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に際して作成した記録や書類を整備し、契約終了の日から5年間これを保管します。

- 2 利用者は、前項の記録や書類の閲覧及びその複写物の交付を、いつでも申し出ることができます。

第7条 （利用料金）

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用料金は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書に定めるとおりです。

- 2 桜台・池尻包括及び介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託先事業者の担当者等が、通常のサービス担当地域をこえる地域に訪問・出張する場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となる場合があります。

第8条 （給付管理）

桜台・池尻包括は、ケアプラン作成後、その内容に基づく利用者の前月における介護予防サービス、第一号事業の利用実績を確認し、伊丹市介護保険課及び兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条 （利用者の解約権）

利用者は、桜台・池尻包括に対して、この契約の解約を希望する日の10日前までに、解約を申し入れることにより、「利用者」が希望する日をもって、この契約を解約することができます。

- 2 利用者は、前項の規定にかかわらず、この契約を継続し難い正当な理由がある場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

第10条 （桜台・池尻包括の解約権）

桜台・池尻包括は、利用者や家族が、桜台・池尻包括や桜台・池尻包括の職員に対して、契約を継続し難いほどの背信行為を行う等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、その理由を記載した文書を交付することにより、直ちに契約を解約することができます。

第11条 （契約の終了）

以下のいずれかに該当した場合には、その定める日をもって、本契約を終了するものとします。

- ① 利用者が要介護状態区分「要支援」認定または基本チェックリスト該当者ではなくなった場合
- ② 利用者の要介護状態区分が「要介護」と認定された場合

- ③ 利用者が介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所と介護予防支援契約を交わした場合
- ④ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護もしくは介護予防認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合
- ⑤ 利用者が市外へ転出し、伊丹市の被保険者ではなくなった場合
- ⑥ 利用者が転居し、住民票住所が包括の担当桜台・池尻圏域ではなくなった場合
- ⑦ 利用者が亡くなられた場合

第12条 （秘密保持）

桜台・池尻包括及び介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託先事業者、その担当者等は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、正当な理由がなく、利用者への支援業務に直接関係のない第三者に開示し、または漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 桜台・池尻包括及び介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託先事業者、その担当者等は、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者への支援に関わる関係機関においても、利用者及びその家族に関する個人情報を利用しません。

第13条 （賠償責任）

桜台・池尻包括は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施にあたって、責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、その損害を賠償します。ただし、桜台・池尻包括の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第14条 （意見・苦情等の対応）

利用者は、提供された介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、意見・苦情等がある場合には、桜台・池尻包括に対していつでも申し出ることができます。

- 2 桜台・池尻包括は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出または相談があった場合には、敏速かつ誠実に対応を行います。

第15条 （裁判管轄）

利用者と桜台・池尻包括は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに、あらかじめ合意します。

第16条 （身分証携行義務）

担当者は、常に身分証を携行し、訪問時及び利用者及びその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第17条 （その他）

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令及び伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱、その他諸法令の定めるところを遵守し、桜台・池尻包括と利用者が誠意をもって協議のうえ定めます。

担当者

事業者名			
担当者氏名		電話番号	

本契約締結を証するため、本書2通を作成し、利用者及び桜台・池尻包括が署名・押印のうえ、各1通を保有するものとします。			
契約締結日	令和 年 月 日		
利用者	氏 名	印 署名又は記名押印	
	住 所	電話 ()	
署 名 代行人	私は、本人の契約意思を確認しました。		
	氏 名	印 署名又は記名押印	
	住 所		
	社会福祉法人 明照会 理 事 長 善部 修 伊丹市中野西1丁目18番（あそか苑内） 電話 072（744）1475 F A X 072（784）5155		